

練馬区教育委員会教育長 宛て

転入の申立書

令和7年4月練馬区内保育園等の利用申込みにあたり、下記のとおり申し立てます。

記

申込書に転入予定住所・転入予定日が確認できる資料を添付できない理由

保護者住所：_____

保護者氏名：_____

児童氏名：_____

児童生年月日：平成・令和 年 月 日

※ご注意

- ・この申立書を提出した場合、区外在住者に対する申込みの制限は解除されますが、練馬区保育実施基準表の調整指数4番または5番を適用し、加算の調整指数は適用されません。「保育利用のご案内」（P.42、P.44参照）
- ・この申立書を提出して、保護者の保育を必要とする状況を証明する書類が提出されない、もしくは、令和7年4月利用調整時に指数の減算を希望する旨の申出（育児休業延長許容の申出書）があった場合、申込みを取り消すことがあります。
- ・申込締切日までに練馬区への転入予定住所・転入予定日が確認できる資料（売買契約書や賃貸借契約書のコピー等）を提出した場合、本申立書は失効し、転入予定者としての申込みに取り替えて利用調整します。
- ・4月1日までに練馬区へ転入のうえ、住民票を異動し、改めて練馬区での申込みが必要です。内定した方で4月1日までに手続きがない場合、内定を取り消す場合があります。
- ・「保育利用のご案内」（P.42）に記載の必要書類以外で、4月1日までに練馬区に転入できることを客観的に証明できる書類がある場合は、ご相談ください。

[問合せ先]

練馬区保育課入園相談係 TEL03-5984-5848